

第三者行為による交通事故等届出について

1 第三者行為により生じた交通事故等と医療費

第三者の加害行為により組合員若しくは被扶養者が被害にあった場合、その治療費は加害者が負担するのが原則です。しかし、その治療費をただちに加害者に負担させることが困難な事情があるときは、「組合員証」を保険医療機関に提示することにより治療を受けることができますので、次の書類を提出してください。

なお、「組合員証」の使用については共済組合への事前連絡が必要です。

また、第三者の加害行為による治療について「組合員証」を使用するか、又は「組合員証」を使用しないでその費用につき加害者から賠償を受けるかは、被害者である組合員の選択によります。

2 提出書類

- ア 「事故報告書」
 - イ 「損害賠償申告書」
 - ウ 「事故発生状況報告書」
 - エ 「加害者との交渉状況報告書」
 - オ 「医師の意見書」
 - カ 「交通事故に伴う医療費の支払確約書」
 - キ 「自動車損害賠償責任保険等の加入状況報告書」
 - ク 交通事故証明書（警察署発行のもの）
 - ケ その他共済組合から提出を求める書類
- ア～キの書類については、共済組合から送付します。